

千代田区避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス 感染症対策編

令和3年3月

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない新規感染者が報告される中、避難所では「3密」状態により感染が拡大する恐れがあることから、感染防止対策が重要です。こうした状況を踏まえ、避難所における新型コロナウイルス感染症対策をこの「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策編」にまとめました。避難所の運営に携わる職員は本マニュアルを活用し、避難所内での感染症拡大防止に努めてください。

なお、本ガイドラインは現時点の知見を反映したものであり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

第1章 避難者の受入れの基本的な考え方

多くの住民が集まる避難所で感染が拡大することがないように、避難行動の住民周知、より多くの避難所の確保、避難所内での感染防止対策が求められています。

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定されます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者のうち病院に入院していない軽症・無症状者は、ホテル等宿泊施設での療養を基本としていますが、例外的に自宅で療養されている方もいます。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として避難所に滞在することは適当ではありませんが、自宅の損壊によって在宅避難ができないなど、一時的に避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられます。また、発熱等の症状がある人の受入れに備え、避難所開設時から、一般スペースとは別に、専用スペースを設けておく必要があるなど、感染症対策として配慮すべき事項が多くあります。本マニュアルに従って適切な感染対策を行い、避難所内での集団感染（クラスター）の発生等がないように努めてください。

避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおりです。

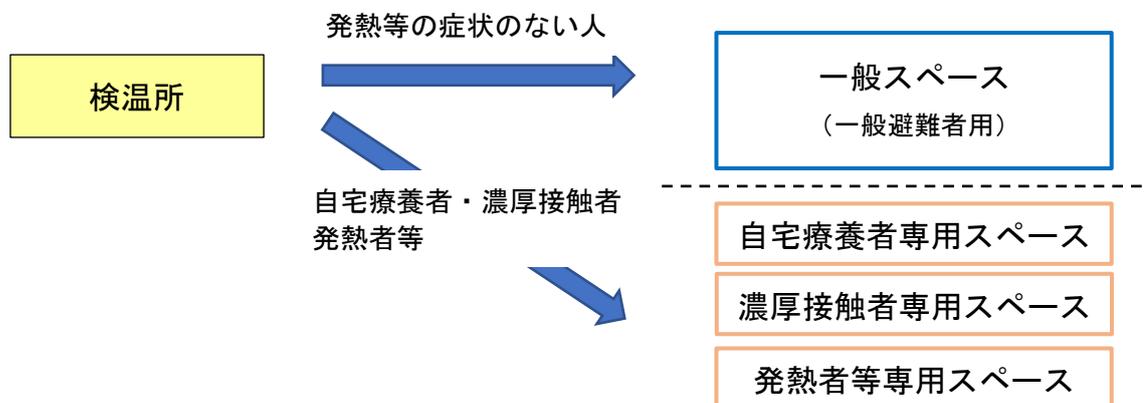
区分	基本的な対応
発熱者等 (咳・発熱等の感染の疑いがある人)	発熱者等専用スペースで受け入れます。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送します。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れます。 濃厚接触者については保健所で健康観察を行うため、避難所で受け入れる場合は保健所へ連絡してください。また、PCR検査の実施や医療機関への受診については、保健所を通して調整してください。
自宅療養者	自宅療養者専用スペースに待機させて、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に入所を調整します。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者専用スペースで健康観察します。
上記以外の一般避難者	一般スペースで受け入れます。ただし、妊産婦や障害者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを別に設けて受け入れることも考慮します。

※ 自宅療養者のホテル等への入所は、区から保健所経由で連絡を受けた都が調整を行います。

① 検温所の設置

自宅療養者や濃厚接触者、発熱者等と一般避難者が交わることがないように、避難所の外に検温所を設置して滞在場所の振り分けを行います。検温所は施設の入口（ひさし庇のある入口や風除室など、風雨をしのげる場所）に設け、検温と問診を実施します。

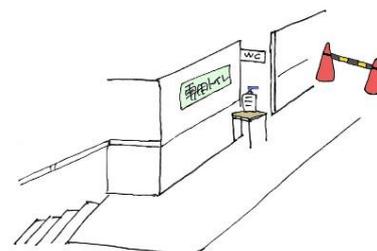
○ 簡易問診票（別紙1）



② 専用スペースの確保

自宅療養者や濃厚接触者、発熱者等は、それぞれの専用スペースと専用トイレ、専用階段を確保します。

専用トイレや専用階段の確保が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をした上で兼用することはできません。ただし、一般避難者と兼用することはできません。



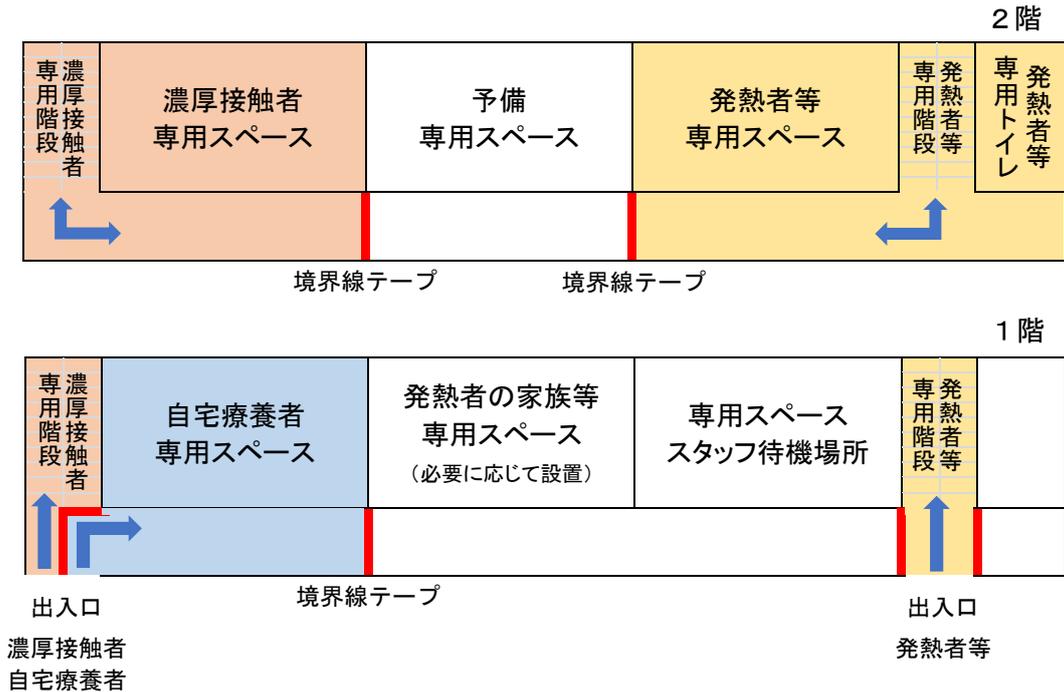
■ 専用スペースの種類

- 自宅療養者専用スペース
- 濃厚接触者専用スペース
- 発熱者等専用スペース

※自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらいますが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合があります。

※必要に応じて、発熱者のPCR検査結果が出るまでの間、発熱者の家族及び同居者を待機させる専用スペースの確保も検討します。

専用スペースのゾーニング（例）



専用スペースは、一般避難者とは建物や階層を分ける工夫をするなど、トイレや手洗い等などの動線についても重複せず完全に分離するようにします。また、患者であることが確定している自宅療養者のスペースと、あくまで感染を疑う段階である濃厚接触者及び発熱者等のスペースについても、分離するようにしてください。

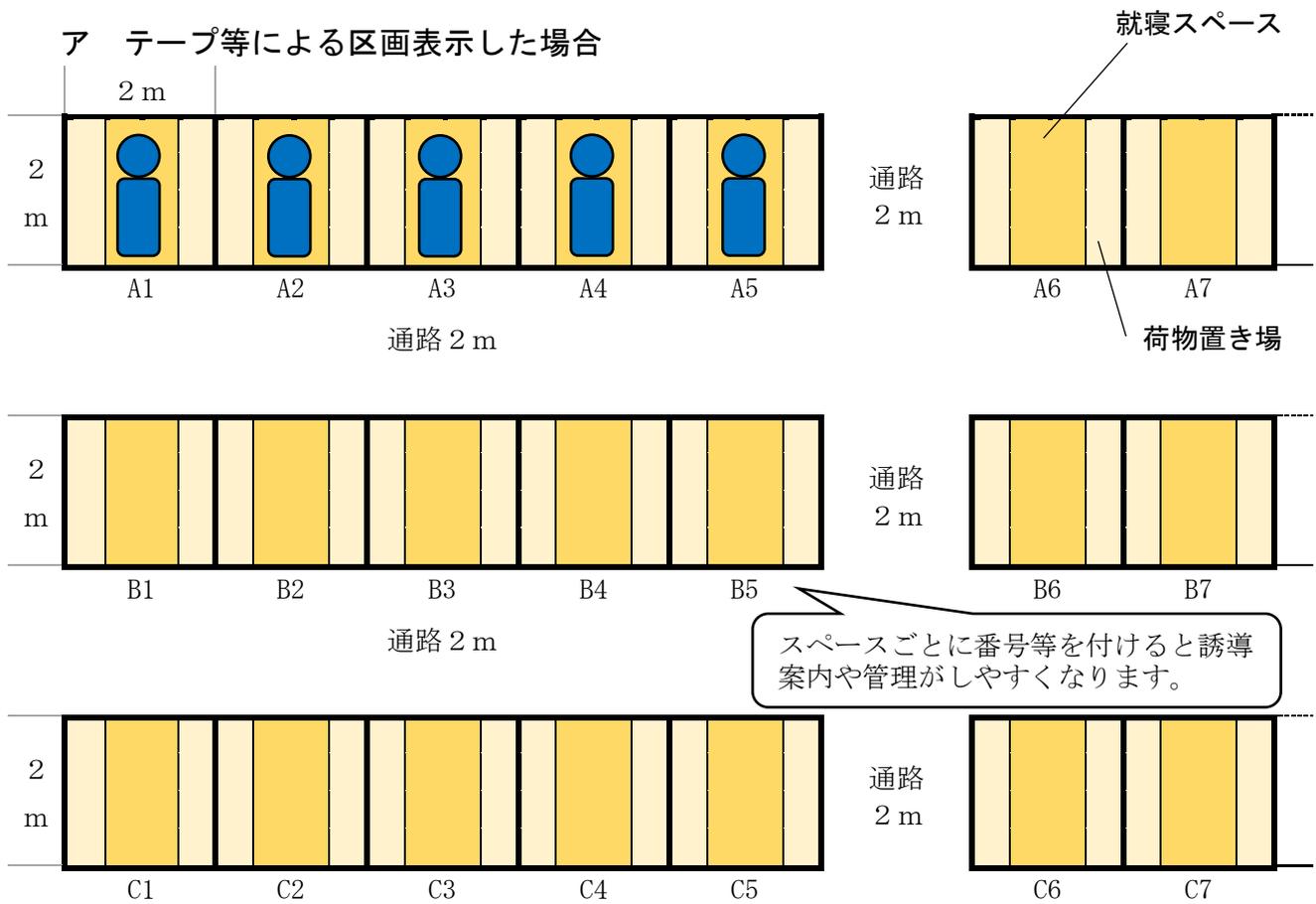


③ 避難スペースのレイアウト

一般避難者用の避難スペースは、通路幅を1～2m確保できるように避難スペースのレイアウトを検討します。レイアウト例を参考に、必要がある箇所については検討の上、変更してください。

※ 人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごすことが望ましいです。

避難スペースのレイアウト (例)



(考え方)

避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置き場にするこ
とで隣との間隔を確保します。避難者数が多く、スペースの確保が難しい場合でも、
最低1mを確保するようにしてください。

なお、世帯(2名以上)で避難している場合、世帯ごとの区切りとして、2mの
間隔を確保することも可とします。

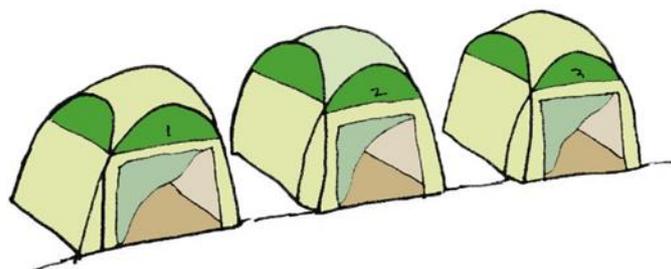
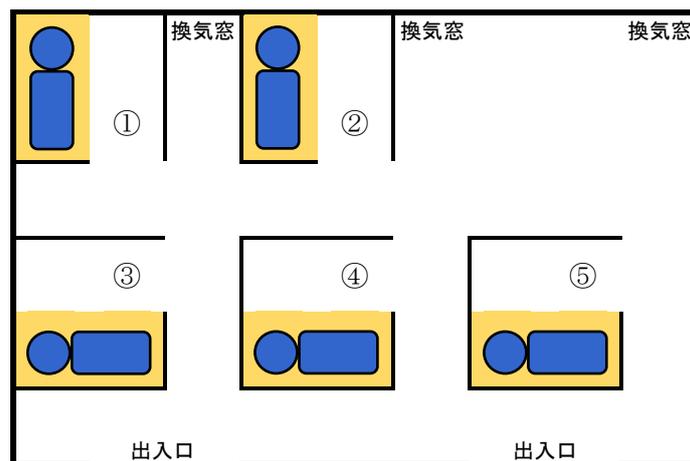
④ 専用スペースのレイアウト

備蓄している間仕切り用テントを用いて、対象者1名につき1つのテントを用意します。避難所内に空き部屋があるなど、スペースに余裕があれば、1名につき1部屋の個室を用意することも検討してください。

※ 間仕切り用テントは、1避難所につき15張（令和3年3月現在）。

専用スペース3種×5張=15張

専用スペースのレイアウト（例）



⑤ 避難所内のゾーニング

感染拡大防止のためには、清潔な領域（一般区域）とウイルスによって汚染又は汚染されている恐れがある領域（専用区域）を明確に区別することが重要です。

自宅療養者、濃厚接触者、発熱者等が使用する専用スペース等の空間や動線は「専用区域」とし、一般スペースの空間や動線は「一般区域」としてゾーニングします。

専用区域は、必要な防護具を装着した人だけが活動することができ、一般区域と専用区域は養生テープ等で境界線を明示します。

避難所施設利用計画図に、一般区域と専用区域を色分けして明示しておきます。

（3）避難所のルールの検討

避難所内での感染拡大を防ぐために、避難者に守ってもらうルールを事前に決めておきます。

決まった避難所のルールは、避難者に周知するために入口や避難スペース等に掲出できるように準備しておきます。

生活ルールの例

- ・ マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底すること
- ・ 健康観察を毎日行い、体温や体調を記録すること
- ・ 体調不良がある場合は、速やかに申し出ること
- ・ 2メートルを目安に、可能な限り他の避難者と距離を取ること
- ・ 施設の換気、消毒など、出来る限り避難所の運営に協力すること
- ・ 食事は1人でとり、食事中は他人との会話を控えること
- ・ 割り当てられたスペース以外には立ち入らないこと
- ・ その他、職員の指示に従うこと など



(4) 感染症対策物資の確保

各避難所に備蓄された感染症対策資器材を確認します。

■ 感染症対策資器材

健康管理用	非接触式体温計
消毒用	消毒液、ペーパータオル、スプレー容器
個人防護具	マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、カッパ上下、靴カバー
その他	養生テープ及び布テープ(区画用)、受付用スクリーン、蓋付きゴミ箱、ゴミ袋、メジャー(5m・50m) 間仕切り用テント

(5) 避難所運営の役割分担

避難所運営を担う区職員、地域住民、施設管理者等の役割分担を決めておくことが望ましいです。

例えば、感染リスクが高い濃厚接触者や発熱等の感染の疑いがある人への対応は区職員で対応し、感染リスクの低い一般避難者への対応は、地域住民に委ねるなどの役割分担をします。

なお、重症化リスクの高い基礎疾患のある方や、妊婦、障害者、比較的高齢の方は、避難者と直接対面するような、感染リスクの高い業務に極力つかないように留意してください。比較的感染リスクを抑えられる業務としては、備蓄物資の管理、情報収集、連絡調整などが考えられます。

なお、症状が現れた人の世話をする可能性があることにも留意し、手袋等のPPE(個人用防護具)の取扱方法をあらかじめ確認してください(別紙5参照)。

(6) 緊急時対応や連絡先の整理

避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合や緊急性の高い症状が確認された場合の必要な手順や、災害対策本部への連絡方法を整理しておきます。

第3章 避難所開設・運営

1. 避難所の設営

(1) 避難所利用方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、事前に作成したレイアウト図を用いて、滞在スペースの設営場所や、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認します。

(2) 避難スペースの設営

レイアウト図をもとにそれぞれ滞在スペースを設営し、区画ごとに番号をつけます。また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼るなどします。

(3) ゾーニングの設定

一般区域と専用区域を明確に区分けするために、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切り、ゾーニングがわかるように案内表示をします。

(4) 消毒液・石けんの配置

手指消毒液を、避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に置きます。また、石けんを手洗い場等に置きます。なお、石けんは備蓄品としては用意していないので、各施設のものをそのまま使用してください。

(5) 専用ゴミ箱の設置

各専用スペース（部屋）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置します。



(6) ポスター等の掲示

避難者に、感染を広げないための避難所のルール等を周知するために、避難者の目につく避難所の出入口や滞在スペース等にポスターを掲示します。

- 避難所の共通ルール（別紙2）
- 専用スペースの避難者向けルール（別紙3）
- 首相官邸ホームページに掲載されている感染症対策のチラシ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

避難所に到着してから避難者受付までの流れ



飛沫感染防止のため、できるだけアナウンスせずに避難者を誘導案内できるように、案内表示板を準備しておきましょう。

2. 避難者の受入

(1) 避難者受入方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、濃厚接触者等が避難してきた場合の対応や発熱等のない一般避難者をどのスペースから優先的に受け入れるかなどの受入方針を共有します。

また、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であること、また、それぞれのプライバシーを守ることを徹底します。

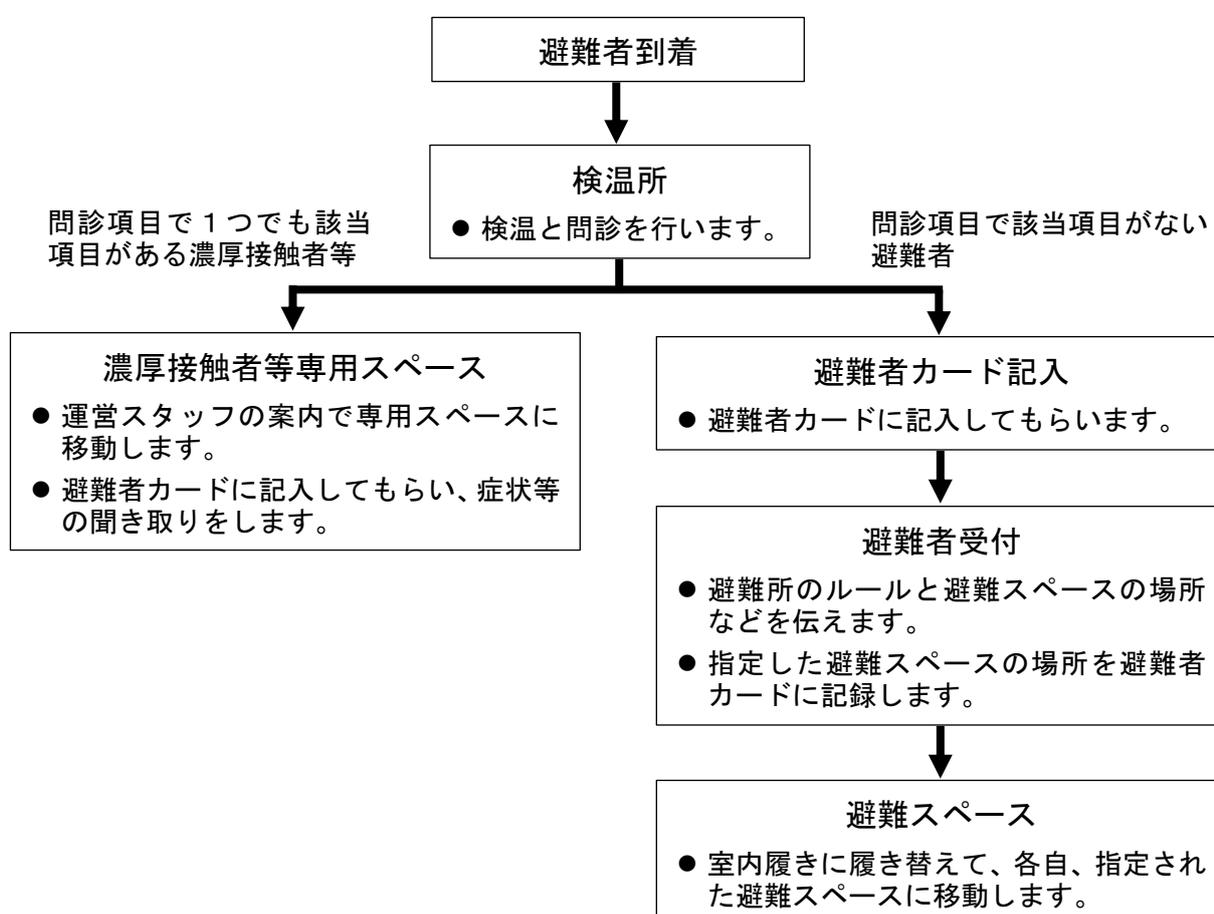
(2) 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着します。
また、こまめに手洗いや手指消毒をします。

■ 活動場所別の必要な防護具

検温所で活動する人	マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、カッパ上下、靴カバー
専用スペースで活動する人 (発熱者の対応等)	※検温所にはスクリーンを設置する。
一般スペースで活動する人 (避難者受付・誘導等)	マスク、ゴム手袋、フェイスシールド ※受付にはスクリーンを設置する。

(3) 避難者の受入手順



受入時の注意点

- ・それぞれの場所で、密にならないように必要に応じて待機位置の指定を行うなどにより、避難者間に適切な距離を確保できるように配慮します。
- ・避難者カード記入用の筆記具は、定期的に消毒します。
- ・災害の発生又は発生する危険が差し迫っている場合は、災害から命を守ることを最優先し、受入手順を簡素化して実施するなどします。
- ・それぞれのプライバシーを守ることも徹底する。

(4) 配慮が必要な方への対応

避難所において、高齢者、障害者、外国人、女性、子供など、様々な配慮が必要な方については、本人や家族から丁寧に話を聞き、健康状態等を的確に把握することで、感染症拡大防止を図りつつ、支援に繋げていくことが重要です。

特に、聴覚障害者と接するときには、障害者からの求めに応じて、口の形を読みやすいように工夫するなど、柔軟に対応します。

その他、コミュニケーションに配慮が必要な方々に対して、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ及び分かりやすい表現等による情報の提供が求められます。

3. 避難所の運営

(1) 定期的な換気

風の流れることができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開して換気します。

窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇や扇風機を併用すると、換気効果が向上します。また、施設の換気システムは常に稼働させておきます。

なお、天候や気温を考慮し、支障がなければ窓やドアは常時開放しておき、換気を続けることが望ましいです。



(2) 定期的な清掃・消毒

避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、9時、12時、15時と時間を決めて定期的に消毒します。

掃除、消毒を行うときは、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を装着します。



(3) 避難者及び運営スタッフの健康確認

簡易問診票を用いるなどして、毎日、自己チェックを行います。

避難者で発熱や体調不良がある人は、運営スタッフに申し出て、症状に応じて発熱者等専用スペース等に移すなどの対応をします。

運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるように配慮します。



(4) 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人の健康観察は、保健所や医療救護班等と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施していきます。

(参考) 令和2年4月27日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625758.pdf>

(5) 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫をします。

なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布します。

ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とします。



(6) 避難者情報の管理

避難所で感染者が発生した場合に備えて、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて退所後一定期間（少なくとも2週間以上）保管します。

避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録しておきます。

(7) ごみ処理

専用スペースで発生したゴミは、ゴミ袋を二重にした上で、一般ゴミとして廃棄する。ただし、「触るな」など取扱注意である旨を明示し、必要以上に触れないようにしてください。ゴミ処理を行うときは、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、カッパを装着し、ゴミを取り扱った後は石けんで手を洗うなどして感染予防に努めてください。



(8) 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応をします。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施します。

4. 在宅被災者等への支援

避難生活が長期化した場合は、在宅被災者や避難所外被災者に対して、食料や物資を必要としている人には、避難所を拠点に食料や物資等の配布や健康相談などの支援を行います。

物資等の配布を行う場合、例えば、避難所が混雑しないように、避難所周辺の地域内に物資配布場所を確保して配布するなどの工夫をします。

5. 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行います。

卷末資料

簡易問診票

以下の項目を確認して、
当てはまる項目を指してください。

新型コロナウイルス陽性者で自宅療養中ですか？

濃厚接触者で健康観察中ですか？

(咳・発熱等)

37.5℃以上の発熱がありますか？

息苦しさはありますか？

味や臭いを感じられない状態ですか？

咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。

倦怠感がありますか？

その他、気になる症状はありますか？

上記で1つでも該当する方は、専用スペースへ

上記に該当する症状等はありません

→ 避難者カードに記入してください。

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児など
いますので、ご配慮をお願いします。



- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。また、土足禁止のため、室内履きに履き替えましょう。

- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗う、または消毒液で消毒をしましょう。

- 毎日、健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は職員にお知らせください。



- 2メートルを目安に、可能な限り他の避難者と距離を取り、他の避難者との接触を避けてください。
- 施設の換気、消毒など、できる限り避難所の運営にご協力ください。
- 関係者以外は、専用スペースには立ち入らないでください。

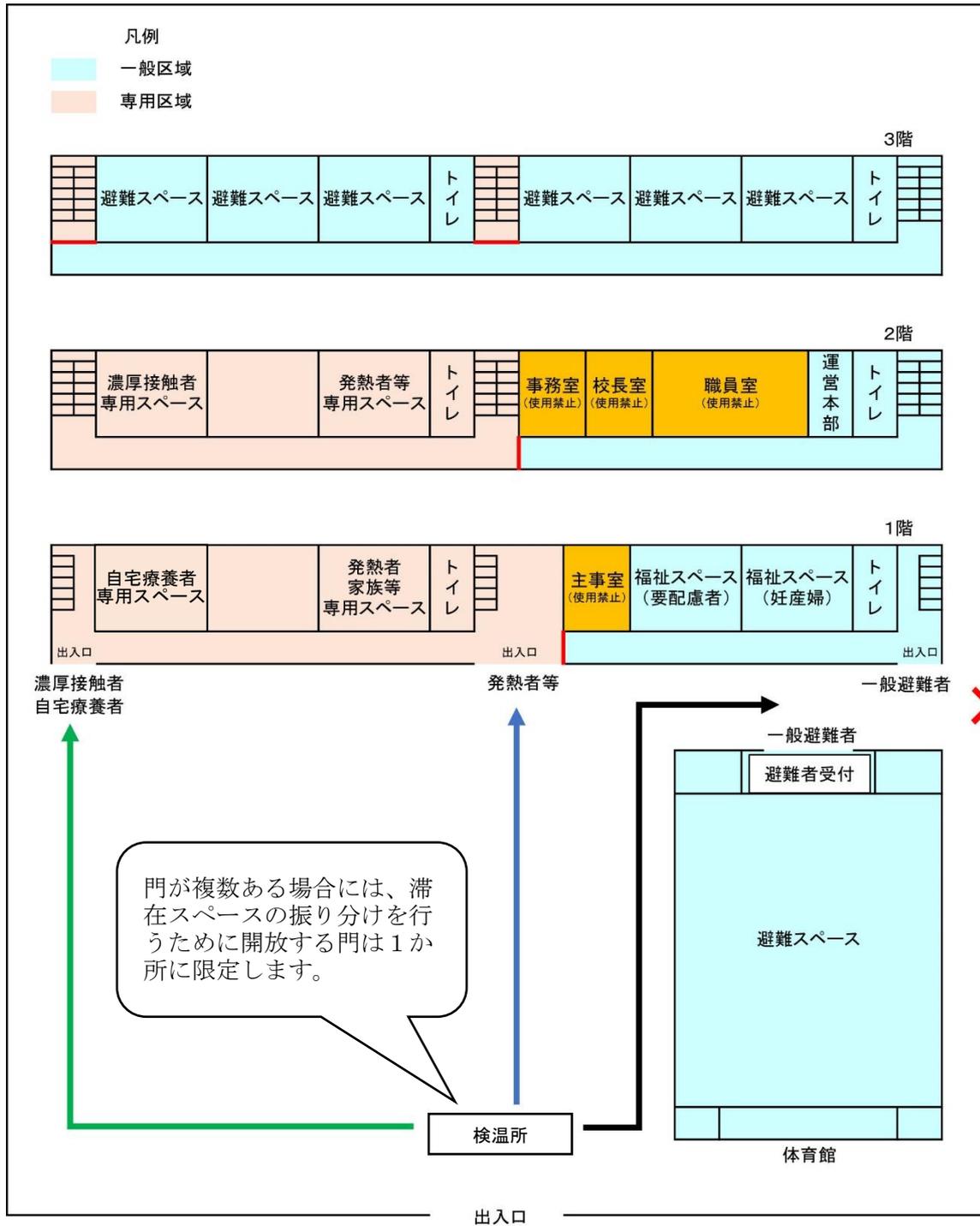
感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。
専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝と夕方に健康状態を確認します。
- 原則、専用スペース内に留まってください。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用ゾーン内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退出するときは、手洗い、手指消毒をしてください。
- 滞在場所の換気に努めましょう。
- その他、職員から指示があった場合は従ってください。

ゾーニングを中心とした避難所のレイアウト（例）



スタッフの待機場所については、一般スペースの従事者用、専用スペースの従事者用で分けて設置してください。

PPEの取扱方法

【着用イメージ】



【着脱手順】

・着用時

- ① 手指を消毒する。
 - ② マスクを鼻の形に合わせて着用する。
 - ③ カッパ (上下) を着用する。
 - ④ 靴カバーを着用する。
 - ⑤ フェイスシールドを着用する。
 - ⑥ ゴム手袋を着用する。
- ※ 手袋をした手で顔を触らないように注意する。

・脱衣時

- ① 手袋を脱ぐ。内側 (清潔部分) に触れないように注意する。
- ② 靴カバーを脱ぐ。
- ③ カッパ (上下) を脱ぐ。
- ④ フェイスシールドを外す。
- ⑤ 手指消毒をした後、マスクを外す。
- ⑥ 脱いだPPEは、PPE廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ 手指を消毒する。

※ 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン (第2版・令和2年9月7日)」を参考に作成した。